

令和 8 年 6 月 29 日

関 係 者 各 位

日本司法支援センター徳島地方事務所
(法テラス徳島)

**相談登録弁護士/司法書士事務所における通訳人付の法律相談について
(通知)**

平素は当センター（以下、法テラスという。）の民事法律扶助業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件、相談登録弁護士/司法書士事務所における通訳人付の法律相談を実施される場合につき、下記のとおり通知します。

記

以下の要件を全て満たしていれば、相談料と併せて通訳料を法テラスから送金いたします。

- ① 相談者とその配偶者の収入及び預貯金が、法律相談における資力基準以内及び在留資格があること
- ② **事前に** (※)「通訳サービス実施申請書」(別添 4-1)を法テラス徳島に提出 (FAX 可) していること
- ③ 実施可の承認通知後、相談担当弁護士/司法書士の事務所で法律相談を実施したこと
- ④ 相談者から相談料及び通訳料を受領していないこと (通訳料は、法律相談に付随するものであるため、通訳料のみの送金はできません)
- ⑤ 通訳人に、「通訳サービス実施報告書」(別添 4-2)を記入いただき、相談担当弁護士/司法書士が通訳人に通訳料を支払った事実がわかること

(※) 事前提出がなければいかなる場合も通訳料を支出できませんので、ご注意ください

<通訳人への通訳料の支払方法>

- 通訳人の通訳料は、法律相談援助 1 件あたり 11,000 円（交通費含む・税込）を超えることはできません。相談担当弁護士/司法書士は、通訳人へ通訳料支出基準に基づき、算出した金額を直接支払います。（税法上通訳料は源泉徴収の対象とされています。ただし、給与の支払い者でない個人や常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人は源泉徴収を行う必要がないとされています）。源泉徴収を行う必要があるかについては、税務署等担当機関へ直接お問い合わせください。

<法テラスへの相談料及び通訳料の請求方法と送金について>

- 「援助申込書（裏面の相談票を含む）」と「通訳サービス実施報告書」及び「通訳人からの領収書（又は請求書）」を相談実施日から 1 か月以内に提出してください。
- 相談料及び通訳料は、援助申込書等をご提出いただいた翌月の下旬頃に送金させていただきます。

以上